

1 イッキ飲みは死を招く

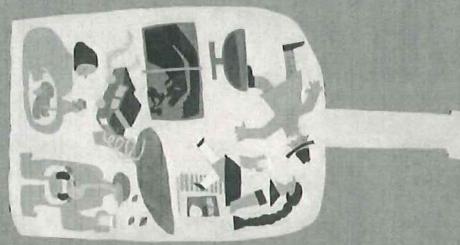
大量のアルコールを短時間に飲むこと、泥酔→昏睡、脳のマヒが進みます。その結果、吐物吸引による窒息が多発します。若者の急性アルコール中毒の背景には、場の盛り上がりや上下関係による心理的な飲酒の強要「アルハラ」がある場合が多く、注意が必要です。

2

習慣飲酒は生活習慣病の原因に

長年の習慣飲酒は、高血圧・高脂血症・肥満・糖尿病・痛風などの生活習慣病を招きます。また臓器障害も肝臓だけでなく、脳・歯・食道・胃・十二指腸・小腸・大腸・すい臓・心臓・血管・骨と全身におよびます。リスクが高まるのは、男性は1日平均40g（ビールだと中瓶2本）以上、女性は20g（中瓶1本）以上。

アルコール関連の問題について知つてみる



イ プリセーフ・リソース集 特定非営利活動法人スマート
監修 丸山勝也 (里浜医療セラピスト) 著者 長谷川義司
イラスト 後藤美月

8 前夜の飲み方で、翌朝、酒気帯びのおそれがある

性差・個人差がありますが、アルコールの分解にはビールの中瓶3本で半日近くかかり、さらに睡眠中は遅れます。翌日に残らないように、飲む量を考えましょう。

9

多量飲酒や依存症も

常習的な飲酒運転の背景には、多量飲酒やアルコール依存症など、飲酒習慣の問題がある場合も。とくにアルコール依存症は、飲酒のコントロールを喪失する病気。飲酒運転を止めるには依存症の治療が必要です。

10 ホームにおける人身事故の原因

酔っぱらい多いのは、足元がぶらついての転倒や転落。ホームでの人身事故は毎年、深夜に増えています。事故だけではなく、暴力・けんか・迷惑行為においても。しかも多くの多くが、酔つていて覚えていないのです。酔つて路上に寝込んでの東死や事故死、飲酒後の水泳・入浴による溺死も起きています。

11 深刻なDVの多くは

飲酒時に起きる

刑事処分を受けるほとんどのDVでは、犯行時の飲酒は7割近くに達しています。激しい暴力において飲食との関連が強く見られるようです。暴力は、家族の心身に多大なダメージを与えます。背景にアルコール依存症があるケースも多くみられます。

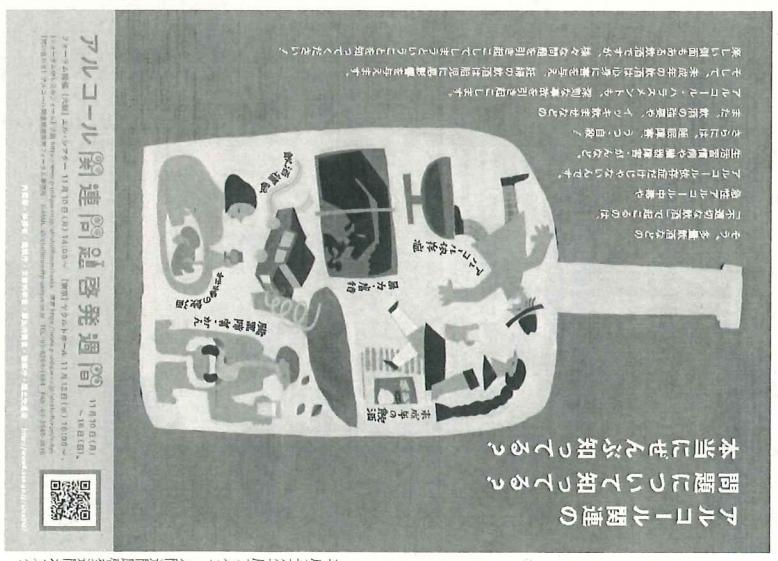
12 未成年はアルコールの

分解能力が未発達

成人より分解に時間がかかるので、発達中の脳や臓器が害を受けやすいのです。20歳未満の飲酒が禁じられている理由の一つ。また、十代から飲酒していると、将来、アルコール依存症になるリスクも高まります。

内閣府「アルコール健康障害対策」のサイト

<http://www8.cao.go.jp/alcohol/>



本題について知つてみる
アルコール関連の問題について知つてみる

13 妊婦が飲むとアルコールは

妊娠中の飲酒は、胎児の発達の阻害、奇形など悪影響を与えるおそれがあります。安全のため、妊娠・授乳期のアルコールはゼロにしましょう。

7 女性は害を受けやすい

女性は男性より少量・短期間の飲酒で依存症や肝障害になりやすいので要注意。乳がんのリスクも高くなります。だから女性の適量は男性の半分なのです。

アルコール健康障害対策基本法とは？

アルコール健康障害対策基本法は、

平成25年12月13日に公布され、平成26年6月1日に施行されました。

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与え、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。その一方で、「不適切な飲酒」はアルコール健康障害の原因となります。そしてアルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせるおそれがあります。

この法律は、アルコール健康障害対策に関する基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにしています。また、アルコール健康障害対策について、基本となる事項を定めることなどにより、総合的かつ計画的な対策を推進し、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

今後、政府としては、有識者や当事者などで組織される「アルコール健康障害対策関係者会議」の意見を聞きながら、「アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定を行い、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進していくことにしていきます。

身近にあるお酒について、その喜びや楽しみを享受するためにも、不適切な飲酒とは何か、それがもたらす健康への影響や、さらにはそこから引き起こされるアルコールに関連する社会問題について理解を深めていただき、アルコール健康障害を予防し、悲しい事件・事故をなくしていきましょう。

アルコール関連問題には、行政、酒類製造・販売事業者、教育関係者、保健・医療関係者、警察関係者、道路事業関係者、その他さまざまな関係者が連携して取り組んでいくことが欠かせません。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ご自身や周囲の飲酒問題でお困りの方は、お近くの精神保健福祉センターや保健所にご相談ください。

内閣府・法務省・国税庁・文部科学省・厚生労働省・警察庁・国土交通省

アルコール健康障害対策基本法 Q&A

アルコール 健康障害とは？

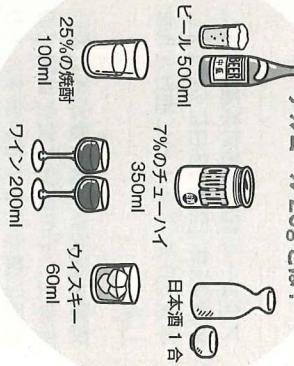
アルコール健康障害対策基本法では以下のように定義されています。

——アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊娠中の飲酒等の不適切な飲酒の影響による小児の健康障害

厚生労働省「健康日本21」
ドクス飲酒の指標

1. 未成年、妊娠おやごに
 2. 飲むなら、「節度ある適度な飲酒」で
1日に20g（女性やお酒に弱い人は少なく）
 3. 生活習慣病のリスクが高まる飲酒に注意

責務があるのは誰?



10の基本的
技術

都道府県の 計画は?

設置される 2つの会議 とは?

国的基本計画を基本とし、各地の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定する努力義務が定められています。

日本の飲酒問題の現状

日本の飲酒問題の現状	男性	女性	合計
飲酒者 (この1年に1度でも飲んだ者)	82.4% 4156万人	60.1% 3272万人	70.5% 8428万人
リスクの高い飲酒者 (1日平均男性40g以上、女性20g以上)	14.4% 726万人	5.7% 313万人	9.7% 1039万人
多量飲酒者 (飲酒する日には60g以上飲む者)	15.6% 785万人	3.6% 195万人	8.7% 980万人
アルコール依存症と予備軍 (AUDIT※15点以上)	5.1% 257万人	0.7% 37万人	2.6% 294万人
アルコール依存症の疑い (AUDIT※20点以上)	2.0% 102万人	0.2% 11万人	1.0% 113万人
診断基準によるアルコール依存症者 (ICD-10※)	1.9% 95万人	0.3% 14万人	1.0% 109万人

日本の基本計画は

- 次の項目が明記されています。
 - アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施
 - アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援
 - アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転・暴力・虐待・自殺等の問題に関する施策との有機的な連携

啓発週間はいつ?

- 内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議、アーノルド・健康障害対策関係者会議の意見を聽いて基本計画案を作成、施行後2年以内（平成28年5月31日まで）に閣議決定します。その後は効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないとされています。

発効期間はいつ？

11月10日～16日を「アーノルド・健康障害対策関係者会議」と定め、国・地方公共団体が新しい事業の実施に努めると規定されています。

法律の所管は

施行当初は、内閣府が担当する事務を移管するなどと推進に関する事務を定め、定後3年以内に厚生労働省へ移管する事務を移管することとされています。

法律の所管は？

- 施行当初は、内閣府が基本計画策定と推進に関する事務を所掌。策定後3年以内に厚生労働省に当該事務を移管するとされています。